平成21年5月臨時県議会提出予定案件について

5月臨時県議会は、5月28日に招集することとし、 本日、招集告示を行ったところである。

提出案件は、条例案6件の予定である。

条例案について

県人事委員会の期末手当等に関する勧告等にかんがみ、 県の一般職の職員、知事、副知事等及び県議会議員の 平成21年6月期の期末手当等の支給月数の一部を 凍結することとし、

「山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用 及び給与の特例に関する条例中 改正の件」 などを提出することとした。

《凍結の内容》

- 一般職の期末・勤勉手当
- 0.2月凍結(6月期 2.15月 1.95月)

職員	期末手当	勤勉手当	支 給 月 数
一般職員	1.25月	0.70月	1.95月
	(1.40月)	(0.75月)	(2.15月)
特定幹部職員	1.10月	0.85月	1.95月
(管理職手当三種以上)	(1.20月)	(0.95月)	(2.15月)

()は凍結前の支給月数

年間支給月数 4.50月分 4.30月分

特別職等の期末手当

0 . 2月凍結(6月期 2 . 1 2 5月 1 . 9 2 5月) 年間支給月数 4 . 4 5月分 4 . 2 5月分

県議会議員の期末手当

0 . 1 5 月凍結 (6 月期 1 . 6 月 1 . 4 5 月) 年間支給月数 3 . 3 5 月分 3 . 2 0 月分